ＡＡ　当該道県がＺに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

ＡＢ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＣ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＤ　当該道県がＡＣに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0126＋Ｅ×（0.014－Ｆ）＋Ｇ×0.0105＋Ｈ×（0.014－Ｉ）＋Ｊ×0.014＋Ｋ×（0.014－Ｌ）＋Ｍ×0.0126＋Ｎ×（0.014－Ｏ）

算式の符号

Ａ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｂ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｄ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

Ｇ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｈ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

Ｊ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｋ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｌ　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｍ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｎ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｏ　当該道県がＮに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

ロ　市町村　旧復興特別区域法又は福島復興再生法の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第二十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0126＋Ｅ×（0.014－Ｆ）＋Ｇ×0.0105＋Ｈ×（0.014－Ｉ）＋Ｊ×0.014＋Ｋ×（0.014－Ｌ）＋Ｍ×0.0126＋Ｎ×（0.014－Ｏ）

算式の符号

Ａ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｂ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｄ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

Ｇ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｈ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

Ｊ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）